

まちづくりを考える講演会 『図書館で地域が変わる、未来を展く ～～図書館と地域のレジリエンス』

参加費・
事前申込不要

「地域の核となる、魅力的でワクワクする施設」としての図書館づくりや、様々なまちづくり活動に取り組む、太田剛さんを講師に、まちづくり講演会を開催します。

○とき **7月29日(土)**
10:00～12:00(開場9:30)

○ところ 南の関うから館2階

○講師 太田 剛さん



講師プロフィール：株式会社ギア【編集工学機動隊 GEAR】代表、図書館と地域を結ぶ協議会代表、慶応義塾大学講師(ネットワークコミュニケーション実践)

和歌山市生まれ、潮来市(茨城県)出身。高校教員を経て編集工学研究所で地域づくりや観光戦略、企業戦略など、編集工学を応用するプロジェクトを統括。10年前に暖簾分けして編集工学機動隊GEARを設立。幕別町図書館(北海道)を皮切りに、宮崎県椎葉村「ぶん文Bun」など、地域の核となる、魅力的でワクワクする図書館づくりを通じた地域活性化に数多く携わる。

問 まちづくり課 企画振興係 ☎57-8501

計量器の定期検査

取引や証明に使用する計量器は、法律(計量法第19条)で2年に1回検査を受ける義務があります。下記の日程で検査が行われますので、該当する計量器をお持ちの方は受検をお願いします。

検査日	検査受付時間	検査場所
8月7日(月)	10:00～15:00 (12時～13時は除く)	JAたまな 南関旧供給センター

持参物

計量器(質量計等)、手数料(1台あたり500円～2,200円)

検査対象計量器

- ・商店等で商品の売買に使用するはかり
- ・病院、薬局等で使用している調剤用のはかり
- ・学校、病院、保育園等で使用している体重測定用のはかり
- ・農協、漁協等流通物資の集荷、出荷等に使用するはかり
- ・宅配など運送業者等が貨物の運賃算出用に使用するはかり
- ・農業、漁業等の生産者が生産物等の売買に使用するはかり



問 まちづくり課 商工観光係.....☎57-8501
一般社団法人 熊本県計量協会.....☎096-367-7816
熊本県産業技術センター計量検定グループ..☎096-368-2101

浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽管理(設置)者には、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。

- ①保守点検 ②清掃 ③法定検査



保守点検は機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給を、清掃は浄化槽内にたまった汚泥等の引き抜きや機器類の洗浄を行うものです。

法定検査は、トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためのものです。

法定検査は熊本県が指定した検査機関(公益社団法人熊本県浄化槽協会)が行いますので、保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。

検査名	対象	回数
7条検査(浄化槽設置後の水質検査)	新たに浄化槽を設置した人	浄化槽設置後3～8ヶ月以内に1回
11条検査(定期検査)	浄化槽を設置している人	毎年1回

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579
公益社団法人熊本県浄化槽協会 ☎096-284-3355

管理者・連絡先不明の浄化槽はありませんか？

～浄化槽管理者変更報告書を提出しましょう～

浄化槽管理(設置)者が変更になったときは、「浄化槽管理者変更報告書」の提出が必要です。ご家族・ご親族の住宅の浄化槽管理者が誰になっているかを確認し、必要に応じて管理者変更を行って下さい。

次のようなケースは特にご注意ください。

- ・居住者の長期不在(入院など)で市(町、村、保健所)や業者との連絡が取れない
- ・居住者の死亡後に手続きが行われていない
- ・別荘や中古住宅、空き家などで出入りが少ない など



県生活排水対策イメージキャラクター
「排水くん」

管理者不明の浄化槽は、周囲の環境悪化や近隣住宅に迷惑をかける可能性がありますので、ご協力をお願いします。

問 ○町が設置した浄化槽の名義変更について
建設課 水道係 ☎57-8592

○町が設置していない浄化槽の名義変更について
税務住民課 環境対策係 ☎57-8579